

「テクニカルサポートサービスメニュー（無制限）」内容

対 象 製 品	サ ポ ー ト メ ニ ュ ー 内 容	価 格
<AutoCAD> 2027・2026・ 2025・2024 <Octave BricsCAD> V26・V25・ V24・V23 <EQ-II> 躯体・電気 機械（空調・衛生）	1. フリーダイヤル・FAXによるお問い合わせ 直接操作・トラブルに関するサービスを受けることができます。 ※電話の窓口を技術担当者が行います。 ※FAX, E-mail によるお問い合わせも迅速に対応します。 2. リモートサポート リモート支援ツールを利用することでサポートを向上させます。 オペレーターがお客様 PC 画面を操作してサポートを行います。 ※セキュリティ設定によっては、接続できない場合があります。 3. オンサイトサポート TEL・FAXではカバーできないトラブルに対しサポート エンジニアを特別割引価格にて派遣いたします。	¥79,200（年間） 表記金額は税込価格です

※旧バージョンのお客様は、別途打ち合わせにて対応させていただきます。

※Autodesk 社、Octave 社のサポートコンポーネントサービスは、含まれておりません。

※基本、サポートサービスはEQ-IIをご使用のお客様に限ります。

1. サポートサービス受付

申込者は、申込書記載の管理者 1 名を通じてサポートサービスを 1 年間受けることができます。

サポート受付時間について、土・日・祝祭日・年末年始は除く、月～金曜日午前 9 時 30 分～午後 5 時迄とさせていただきます。（但し、昼休みの 1 時間は不可）

2. サポート ID 番号の通知

管理者には、申込書受領後 30 日以内にサポート ID 番号の通知を致します。

3. オンサイトサポート

復旧技術料金は特別割引価格とさせていただきます。交通費については別途お見積りに記載させていただきます、宿泊が必要な場合は宿泊費用もご請求させていただきます。機器上のトラブルの場合は、機器メーカーの対応とさせていただきます。

4. サポートサービスの更新

本申込は、サービス期間満了時に双方の異議なき場合は第 7 条のサポート料の送金にて継続されます。

●その他注意事項

※テクニカルサポートサービス（無制限）は、オートデスク社（AutoCAD）、Octave 社（Octave BricsCAD）及び弊社製品に同梱されている「使用者契約同意書」をご返送いただき、ライセンス登録していただきましたユーザー様がお申し込みいただけます。

※ご契約は AutoCAD、Octave BricsCAD の 1 担当者 1 契約となります。
 （EQ-II の本数に制限はありません）。

テクニカルサポートサービス（無制限）申込書

申込日： 年 月 日

弊社はテクニカルサポートサービス（無制限）約款に同意し、サポートを申し込みます。

☐ 新規		☐ 継続	
サポートID番号： T S ー		※継続の場合記入して下さい。	
AutoCADバージョン： 2024・2025・2026・2027		その他（ ） ※○で囲む	
Octave BricsCADバージョン： V23・V24・V25・V26		その他（ ）	
申込みライセンス数：	AUTOCAD・EQ シリアル番号： (例) 340-12345678		
ライセン	#	ー	
EQーIIバージョン： Ver.		Windows 10・11 ※○で囲む	
		・その他（ ）	
シリアル番号： 躯体 NO.		機械（空調）NO.	
電気 NO.		機械（衛生）NO.	
会社名： 印			
住 所： 〒			
TEL：（ ） ー		FAX：（ ） ー	

下記の【個人情報の取り扱いについて】に対し、同意します。

管理責任者：	印	e-mail：
サポート担当者：		e-mail： (必須)
所属部署：		
住 所： 〒		
TEL：		FAX：

【個人情報の取り扱いについて】

ひろぎんITソリューションズ株式会社 個人情報保護管理者：経営企画部 担当役員

連絡先：広島市中区紙屋町一丁目3番8号 TEL:082-504-3170

ご利用者、ご担当者の個人情報は、ユーザー管理、ライセンスコード発行、当社からの情報提供の目的に利用します。

また、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号に基づき、ひろぎんグループ各社と個人データの共同利用いたします。

（詳しくは「個人データの共同利用について」：<https://www.hirogin-its.co.jp/shared-privacy/>にてご確認ください。）

開示・訂正・削除・利用停止等のお求めに際しては適正に対応いたします。（【お問合せ窓口】当社お客さま相談窓口 TEL:082-504-3170）

個人情報を第三者に提供する予定はありません。個人情報の取り扱いを委託する予定はありません。

また、ご本人が容易に認識できない方法によって個人情報を取得することはありません。

記入漏れがある場合、登録手続きに支障や遅れが生じる場合があります。

ー 以上 ー

お支払い方法		※お支払方法を選びチェックマークを付けて下さい。
☐ 銀行振込		☐ 販売代理店経由
銀行振込によるお支払い		販売代理店にお支払いの場合は販売代理店様との従来の取引条件とさせていただきます。

販売代理店様ご担当各位

：販売代理店様経由のお支払いの場合は、下記に必ずご記入下さい。

販売代理店記入欄	
会社名：	
担当者名：	印
※必ずご記入ください	



CADテクニカルサポートセンター

FAX 082-247-5525

テクニカルサポートサービス（無制限）約款

本約款は、ひろぎん IT ソリューションズ株式会社（以下、HITS といいます）が、HITS 製品のユーザー（以下、ユーザーといいます）に対して、テクニカルサポートサービス（無制限）申込（以下、サポートサービス申込といいます）に基づき提供する HITS 製品に関する有償テクニカルサポートサービス（以下、サポートサービスといいます）の内容及び条件を定めるものです。

第1条（申込の成立）

1. サポートサービス申込は、オートデスク株式会社製品（以下、AutoCAD といいます）、Octave 社製品（以下、Octave BricsCAD といいます）及びHITS 製品に同梱されている「使用者契約同意書」によりユーザー登録を済ませたユーザーにおいて HITS 所定の「テクニカルサポートサービス（無制限）申込書」（以下、申込書といいます）に所定の事項を記入押印したうえ HITS に提出し、HITS において第7条に 定めるライセンス料の入金確認後、30 日以内に、HITS がこの申込みを承諾することにより、HITS と当該ライセンス 登録者（以下、申込者といいます）との間において成立します。
2. 前項の HITS の承諾は、申込者に対してサポートサービス申込に関するサポート ID 番号の通知が発送又は発信されたときにあったものとみなされます。
3. HITS はサポートサービス申込について、申込書が提出され、ライセンス料の支払いがあった場合であっても、第一項の承諾をしないことがあります。
4. サポートサービス申込の内容は、別段の定めがない限り、本約款の定めるところによります。

第2条（サポートサービスの提供）

HITS は、申込者に対して、本約款に定める条件の下に次条第2項で定めるサポートサービス目的製品に関してサポートサービスを直接提供します。

第3条（対象製品・サポートサービス目的製品）

1. サポートサービス申込の対象となり得る製品（以下、対象製品といいます）は、[別紙1] に定められる AutoCAD、Octave BricsCAD と HITS 製品です。
2. HITS は、前項の製品の内、申込者が申込書において指定した製品（申込者が HITS にユーザー登録を完了している製品に限られます。以下、これをサポートサービス目的製品といいます）に関してサポートサービスを提供します。

第4条（サポートサービスの内容）

1. サポートサービス申込に基づき提供され得るサポートサービスの内容（以下、サービス・メニューといいます）は対象製品に [別紙1] 記載の通りです。
2. HITS は、申込者に対し、30 日前の事前の通知をなすことによりサービス・メニューも内容を変更できるものとします。但し HITS は、事前の通知なくしてサービス・メニューの内容の追加変更ができるものとします。
3. サポートサービス申込に基づき HITS から申込者に提供されるサポートサービスの内容は、サービス・メニューの内、申込者が申込書において指定したサービスです。但し、前項により、サービス・メニューが変更された場合、申込者に提供されるサポートサービスの内容のこれに応じて変更されるものとします。

第5条（サポートサービスの方法）

1. HITS の提供するサポートサービスは、申込者よりフリーダイヤル・FAX・e-mail にて受付け、原則として電話・FAX・e-mail にて回答致します。電話での回答では、解決できない時は、サポートエンジニアを派遣致します。（[別紙1] のオンサイトサポート）
2. HITS によるサポートサービスとして助言は、速やかに行われる事を原則としますが、事案によっては速やかに回答し得ない場合がある事を、申込者は承諾します。
3. サポートサービスは、日本国内から日本語による問い合わせに対して、日本語により実施されます。
4. 申込者は、申込書にサポート担当者（記載が無い場合は管理責任者）として明記された者一名（申込者本人、若しくはその役員又は従業員に限りま）をサポートサービスが受ける担当者とし、サポートサービスを受けることができます。

第6条（サポート期間）

1. 申込者がサポートサービス申込に基づきサポートサービスが受けられる期間（サポート期間といいます）の開始日は、HITS による申込書の受領後 30 日以内に於いて HITS が指定する日（HITS がサポート ID 番号の通知と同時に指定します）とします。
2. サポートサービスの提供される期間（サポート期間）は、サポートサービスの種類毎にそれぞれ [別紙1] 記載の期間とし、この期間の満了後は双方意義なき場合は第7条のサポート料の送金にて継続するものとします。

第7条（サポート料）

1. サポートサービス申込の対価（以下、サポート料といいます）は [別紙1] 記載の通りであり、申込者は、HITS に対し、申込書の提出の際 HITS の別途指定する銀行口座宛て振り込み送金することによりこれを支払うものとします。
2. 申込者が HITS の販売代理店を通して HITS とサポートサービス申込を申し込む場合、申込者のサポート料金の支払い方法は、当該 HITS 販売代理店の定めるところに従うものとします。

第8条 (サポート ID 番号)

1. HITS は、サポートサービス申込を承諾するに際し、申込者がサポートサービスを受けるために必要なサポート ID 番号その他情報を文章にして提供します。
2. 申込者は、HITS から提供を受けた ID 番号等前項の情報を第三者に譲渡、貸与、担保提供等一切の処分をせず、善良なる管理者と同一の注意をもって管理するものとします。
3. HITS は、第一項の情報に基づきサポートサービスを提供するものであり、その不正使用及び不正使用から生ずる一切の損害に関して何ら責任を負わないものとします。

第9条 (申込者の義務)

1. 申込者は、サポートサービス目的製品その他の HITS 製品に関し、HITS との間で締結したソフトウェア使用許諾書を遵守しなければなりません。
2. 申込者は、その住所、氏名(社名)、管理責任者等、サポートサービス申込締結時の申込書記載の事項に変更が生じた場合、速やかに HITS へ通知しなければなりません。HITS に変更前の情報に基づきサポートサービスを提供するものであり、申込者が本項の通知を怠った場合、HITS は申込者に対してサポートサービスを提供しないことがあります。
3. 申込者は、サポート ID 番号の不正使用を認知した場合は、速やかに HITS に届け出るものとします。

第10条 (解約)

1. 申込者は、サポートサービスを途中で解約することはできません。
2. 以下のいずれかの事情が発生した場合、HITS はサポートサービスを申込者に対する通知・催告なしに直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 申込者が本約款の条項又はサポートサービス目的製品に関するソフトウェア使用許諾の条項に違反し、HITS が文書により違反状態の是正を催告したにもかかわらず、催告から 30 日以内に当該違反を是正しない場合
 - (2) 申込者において手形・小切手不渡処分又は差押、仮差押若しくは仮処分等の申し立てがなされる等、申込者の経済状態が悪化した場合
 - (3) 申込者〔団体(法人・会社)の場合その団体〕が解散した場合
 - (4) 申込者において破産、和議、会社更生、会社整理等の申し立てがなされた場合
 - (5) その他申込者において申込者としての義務を果たせないと HITS が判断した場合
3. 前項によりサポートサービスが解除された場合、サポート期間が残存している場合でも、サポートサービスに基づく申込者の権利は失効し、HITS は申込者に対して、残存期間に応じた対価の払い戻し等一切の金銭の支払い等を行いません。
4. HITS は、申込者に対して 30 日前に通知することによりサポートサービスを解除することができます。この場合、サポート期間が残存している限りにおいて、HITS は、サポート料の内残存期間に相当する料金を払い戻します(日割り計算によります) また、HITS は、申込者において HITS の定めるサポート料金の差額分を受領することにより、サポートサービス目的製品の後継製品に関する同種のサポートを受けることができるように取り計らうことがあります。

第11条 (保証)

HITS は、サポートサービスを提供するにあたって、明示たるか、黙示たるか、制定法によるか、その他の表示においてかを問わずいかなる保証(特定目的についての市場性・適応性の保証、申込者の問い合わせの原因となる製品のバグの修正に関する保証を含みます)もしません。また、HITS は、申込者において発生した問題がサポートサービスの提供により解決する事を目的とするもので、保証するものでもありません。

第12条 (責任の制限)

HITS は、サポートサービスを申込者に提供することに関して生じた一切の損害(直接的障害、並びにデータの喪失、逸失利益、回復費用その他の特別、偶発的、結果的及び間接的な損害を含み、これらに限定されません)について、そのような損害の生じる可能性について知っていたか否かに関わらず、またその発生事由、原因を問わず一切責任を負いません。

第13条 (権利の譲渡の禁止)

申込者は、サポートサービス上の権利及び義務をいかなる理由があろうとも第三者に譲渡、継承、貸与、担保供与等一切の処分をすることはできません。

第14条 (情報等の帰属)

1. サポートサービス申込に基づき HITS と申込者間で交換されるサポートサービスに関する情報、及びこれにかかるノウハウ等はすべて HITS に帰属するものとします。また、HITS は申込者の承諾なしにこれらを使用、利用、変更、複製、販売等を行うことができます。
2. 申込者は、サポートサービス申込に基づき HITS から入手した情報については、サポート目的製品の使用のためにのみ使用することができ、複製、販売、出版その他の目的で使用することはできません。

第15条 (管轄、準拠法)

1. サポートサービス申込に関して当事者間において紛争が生じた場合、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
2. 本約款は日本法に準拠し解釈されるものとします。

第16条 (約款の保管)

申込者は本約款を申込書の控えとともに保管するものとします。

その他サポートサービス約款に関して疑義が生じた場合、当事者は信義誠実の原則に従って、これを協議・解決するものとします。